

理事選出細則

(平成 19 年 6 月 22 日制定、平成 23 年 8 月 1 日改定、平成 24 年 6 月 21 日改定、平成 26 年 6 月 19 日改定、平成 27 年 6 月 18 日改定)

(目的)

第 1 条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第 11 条第 2 号に基づき、理事選出に関して必要な事項を定める。

(理事選出方法)

第 2 条 理事は、代議員による選挙で選出する。

(理事定数)

第 3 条 理事の定数は、10 名以上 30 名以内とする。

(理事任期)

第 4 条 理事の任期は、選出される年度の 6 月 1 日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙人)

第 5 条 選挙人は、選挙が行われる年度に選出された代議員である。

(理事選挙候補者)

第 6 条 選出された代議員は、理事選出のための選挙において候補者（以下、理事選挙候補者という）となることができる。

2. 理事に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。
3. 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて、理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。
4. 選挙管理委員会は、選挙を行う 14 日前までに理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した理事候補者の選挙広報を代議員に公表する。

(選挙管理委員会)

第 7 条 理事の選挙を実施及び管理するために、理事選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）を設置する。

2. 選挙管理委員は、理事長が正会員の中から任命する。
3. 選挙管理委員長は、理事長が選挙管理委員の中から任命する。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第 8 条 選挙に関する公示は、選挙が行われる年度の 2 月 28 日までに行わなければならない。

2. 選挙管理委員会は、選挙人名簿を 2 月 28 日までに公示する。
3. 選挙人名簿の記載事項に変更がある場合には、選挙管理委員会が定める期間内に限り、届出により記載事項を変更することができるものとする。

(投票)

第 9 条 投票は、選挙人 1 名につき 5 票とする。インターネット投票法又は郵送投票法による投票とする。

(開票)

第 10 条 開票は、選挙管理委員会が行う。

(当選者)

第 11 条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、30 名に達するまでの者とする。30 名に達する順位の者が複数のときは、選挙管理委員会が抽選で決定する。

2. 理事選挙候補者が 30 名以下であった場合は、信任投票により投票率が代議員の 50%を超えたときに理事選挙候補者全員を当選者とする。

(結果の公示)

第12条 選挙管理委員会は、選挙結果を得票数とともに理事長に報告しなければならない。理事長は、選挙結果を公示しなければならない。

(選挙についての疑義)

第13条 理事選出に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会の審議・決定に従うものとする。

(特任理事)

第14条 理事会は、選挙で選出された理事以外に本法人の活動に相応しい者若干名を、特任理事として選任することができる。特任理事選出の手続きとして、理事は、理事会に所定の様式により推薦書を提出しなければならない。特任理事の推薦は随時受け付けるものとする。

2. 特任理事の任期は、当該理事会の任期期間内の必要な期間とする。
3. 特任理事は定款に定める理事に含まれず、議決権は有しない。
4. 特任理事は理事会に出席することができる。

(細則の変更)

第15条 本細則は、理事会及び代議員会の議を経て変更することができる。